



生産者の皆さんへ

！お米の出荷時の注意

米トレーサビリティ制度※への
ご理解と適正な取組をお願いします。

米トレーサビリティ制度※の目的

- 生産から販売・提供までの各段階を通じ、米・米加工品の移動をわかるようにすることです。
- 問題が発生した場合などに流通ルートを速やかに特定でき、事業者にとっても、コストをかけずに混乱や消費者の買い控えを避けることができます。

※「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」



生産者の皆さんも取組が必要です。



伝票を受領・発行

「お米」を出荷する際には、伝票等を受領するか、自ら出荷記録を作成してください。



3年間保存

受領した伝票や作成した記録等は3年間保存してください。

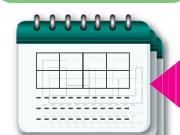


産地を伝達

「お米」を出荷する際、米、米加工品を一般消費者に直接販売する際には、必ず産地を伝えてください。



用途限定米穀については、加工用米は**加**、
米粉用米は**粉**、飼料用米は**飼**などと、
その他用途は、その用途に即して輸出用などと記載が必要です。



必要事項が記載された伝票等を受領、保存(3年間)

必要事項が記載された伝票等

この法律により、生産者の皆さんだけでなく、米・米加工品に関わる全ての事業者が、同様の取組を行わなければならないことになっています。